

住井すゑとその文学の里(三十二)

―牛久沼のほとり―

牛久市文化財保護審議委員

栗原 功くりはら いさお

牛久という地名と牛久沼

―宇志久が牛久に田美谷が田宮に―
住井すゑが修羅場の生活を送っていた東京を引き揚げ、牛久沼のほとりの高台の犬田卯の実家の庭にたらずんだ時の心境をつづった本がある。住井の二女増田れい子著『本のペン』(大月書店刊)だ。その本の第一章(一)沼のほとりのくだりに「母は父のふるさとに来て、眼下にゆつたりとひろがる、牛久沼を一目見て、その悠々として質朴な表情に惚れこんだ。これは大地のえくぼだ」ととっさに感じた。そしてこのえくぼのかたわらなら困難を切り拓いてゆけると安堵した」とある。

そこで住井がこよなく愛した牛久沼のその呼称の基になっっている「牛久」という地名の歴史について記述しておくことにする。

地名は無形文化財(※)である。

牛久という地名について触れるのには歴史を大きくさかのぼらなければならぬ。大化改新(大化元年(645年)に始まった政治改革)以降、奈良時代を過ぎて平安時代初

期までの約300年は律令時代ともいわれている。律令とは、唐(中国の王朝名で618年から907年まで続いた)の中央集権による統治の法典であった。日本にその律令を導入して中央集権化に着手したのは第38代(天智天皇(在位661年―671年)であった。これを天智天皇以降の天皇が継承し、第42代(武天皇の下で大宝律令(大宝2年・702年制定)として法制化された。第43代(元明天皇が和銅6年(713年)に大宝律令の定に基づいて『諸国の郡・郷(後の村に相当する)の名は好字をつけよ』という詔(天皇の命令)を発すると、全国津々浦々に一斉に地名が付けられた。当地には「宇志久」という地名が付けられて宇志久郷になった。童子教の教えに『郷に入つては郷に従え』があるが、郷は末端の行政区画であった。童子教は儒教の現世道徳が主たる内容で、平安時代初期の天台宗高僧安然によって著され、江戸時代の寺子屋の教科書に用いられた。

とところで当時(平安時代初期)、宇

志久郷には宇志久と名乗った武士が居住していて、常陸大掾守・介に次ぐ職(兼鎮守府將軍、平国香(承平5年・935年没)に仕えていた。その宇志久が後に牛久に改められて牛久新次郎と名乗った武士が戦国時代に小田原城主の北条家家臣の中にいた。全国の地名は、平安時代中期の延長5年(927年)に第60代醍醐天皇の下で策定された法制書延喜式施行細則「二字を用いよ」の公布で二字に統一が図られ、宇志久も「牛久」に改められた。郡名の河内(河次はもともと甲知と書いたようだ。

市内の地名の歴史で主たるものを次に記しておく。田美谷(多美夜とする説もある)が田宮に改められ、田宮山薬師寺の山号にも用いられている。真言宗豊山派の薬師寺は寺伝によると平安時代初期の弘仁7年(816年)法相宗高僧徳一の開基とされている。そのほかでは志々古が猪子に、志毛禰が下根に、奈加禰が中根に、袁加美が岡見に、加志波陀が柏田に改められている。さらに韋乃遠加が井岡(後に井ノ岡に改められる)に、於久波良が奥原にそれぞれ改められている。

一方の牛久沼は豊臣秀吉政権下の文禄年間(1592年〜1595年)までは太田沼と呼ばれていた。太田沼に面する牛久城の城主にはこれよ

り少し前の天正18年(1590年)の8月に由良国繁が任ぜられた。その国繁によって文禄年間以降に、太田沼が牛久城の南に位置しているところから牛久沼に改められたのだ。

牛久という地名

| | |
|-------------------|----------------|
| 江戸時代の村と坪名 | 現在の地名 |
| 上総国市原郡牛久村 187石 | 千葉県市原市牛久 |
| 上総国望陀郡飯富村牛久坪 889石 | 千葉県袖ヶ浦市飯富字牛久 |
| 下野国都賀郡牛久村 288石 | 栃木県下都賀郡大平町大字牛久 |
| 常陸国河内郡牛久村 880石 | 茨城県牛久市牛久町 |

―明治元年(1868年)の旧高領取調帳より―



牛久(宇志久)という地名の発祥地
牛久市牛久町地内(旧水戸街道牛久宿)

※無形文化財とは、演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを指す。